令和３年１１月５日

保護者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裾野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症における出欠等の扱い変更について

　日頃より、本市の教育活動に対して、多大なるご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

　静岡県の新型コロナウイルス警戒レベルが「２」になり、全国的にも第５波の収束が見られる状況になりました。よって、新型コロナウイルス感染症における出欠等の扱いについて、以下のとおり変更いたします。

記

１　変更内容

　（1）児童生徒に風邪症状がある場合

|  |
| --- |
| 【今までの対応】　「出席停止」とします。 |

⇓

|  |
| --- |
| 【変更後の対応】　「出席停止」とします。　ただし、病院を受診して抗原検査等で陰性の判定がでた場合または医者から新型コロナウイルス感染症ではない旨の診断を受けた場合、且つ、症状が軽度の場合は登校を可とします。 |

　（2）学校で児童生徒が風邪症状の体調の変化が生じた場合

|  |
| --- |
| 【今までの対応】　早退させ、「出席停止」とします。 |

⇓

|  |
| --- |
| 【変更後の対応】　早退させ、「出席停止」とします。ただし、病院を受診して抗原検査等で陰性の判定がでた場合または医者から新型コロナウイルス感染症ではない旨の診断を受けた場合は、当日の出欠の記録は「早退」とし、翌日の症状が軽度の場合は登校を可とします。 |

　（3）保護者から『児童生徒が感染する可能性を心配して、学校を休ませたい』との申し出があった場合

|  |
| --- |
| 【今までの対応】保護者から欠席させたい事情をよく聴取します。また、学校の感染防止対策について丁寧に説明します。その結果、欠席する場合は「出席停止」とします。 |

⇓

|  |
| --- |
| 【変更後の対応】　保護者から欠席させたい事情をよく聴取します。また、学校の感染防止対策について丁寧に説明します。その結果、欠席する場合は「事故欠席」とします。ただし、合理的な理由が認められる場合は「出席停止」とします。 |